

目標設定型排出量取引制度 第2計画期間の適用事項等説明会資料



平成26年7月22日、23日、28日
埼玉県 環境部 温暖化対策課

本日の説明内容

1	目標設定型排出量取引制度の概要
2	第2計画期間の適用事項
3	第1計画期間の手続き等

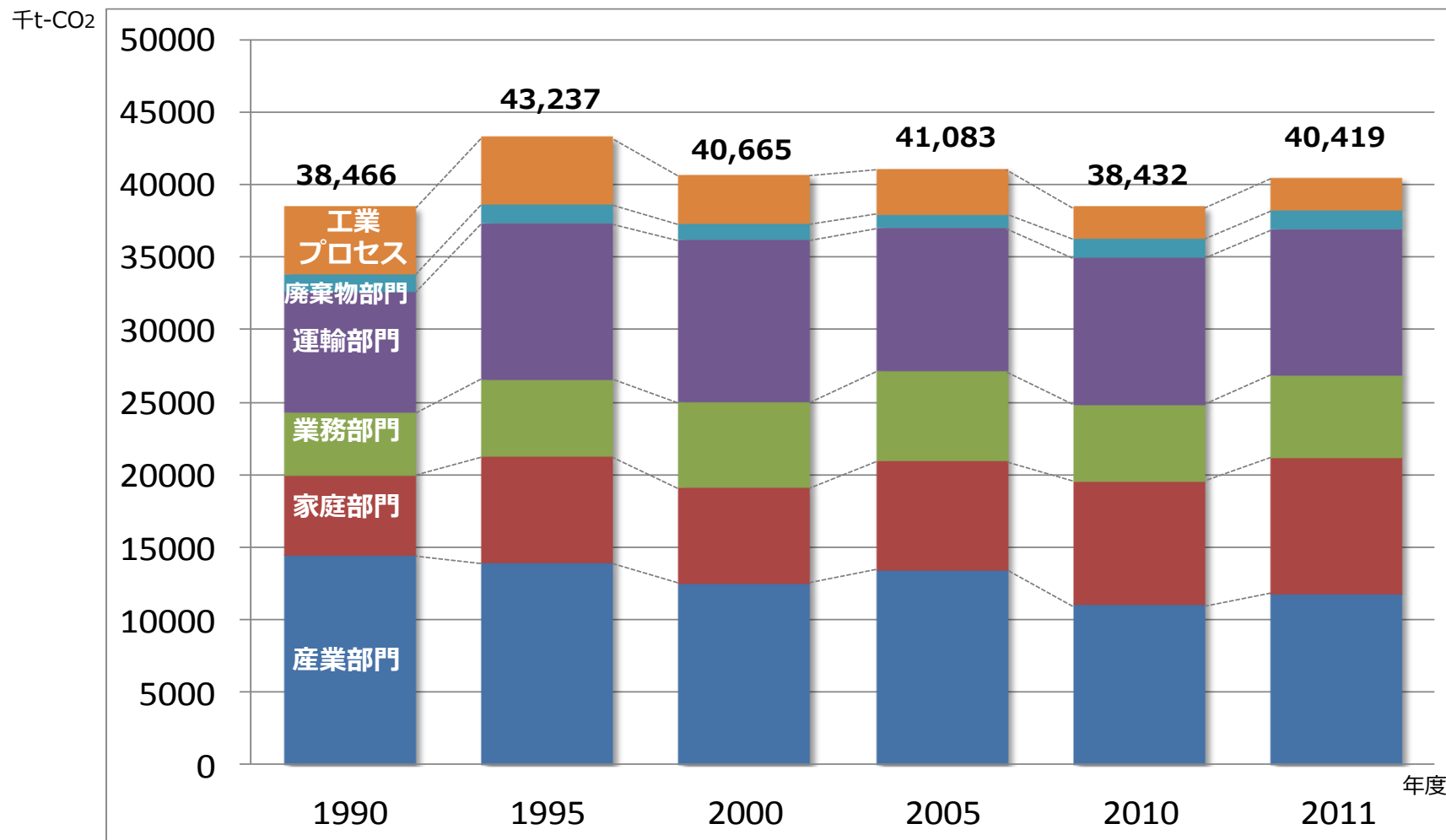
1 目標設定型排出量取引制度の概要

- (1) 制度導入の経緯
- (2) 制度の概要
- (3) 平成24年度の排出状況

(1) 制度導入の経緯

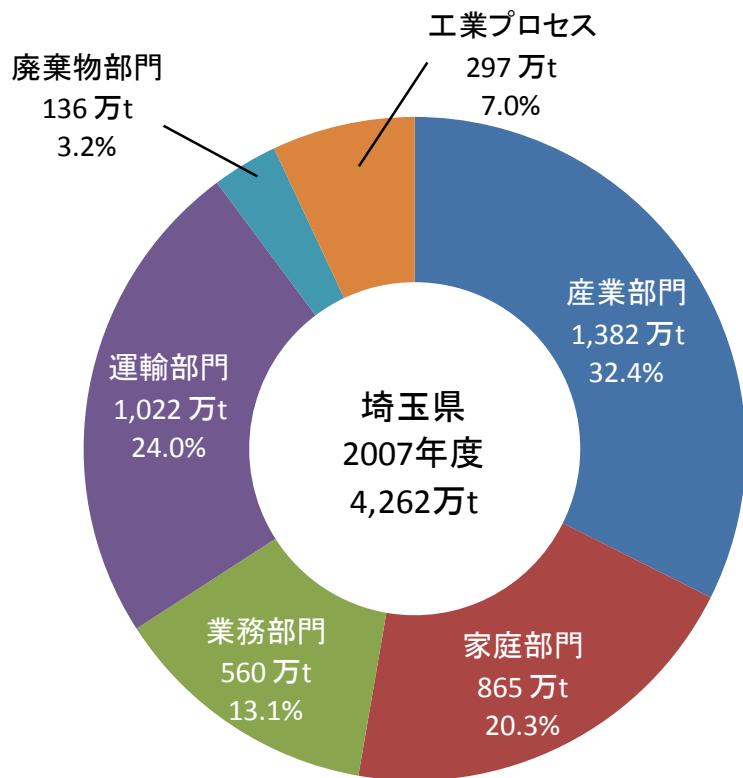
部門別排出量 ～埼玉県の場合～

埼玉県の二酸化炭素排出量の推移



(1) 制度導入の経緯

部門別排出量 ～埼玉県の場合～



部門	1990年比増減(%)
産業	-4%
家庭	52%
業務	27%
運輸	15%
廃棄物	0.2%
工業プロセス	-36%

- 産業部門、業務部門が約50%
- 産業、家庭、業務、運輸、工業プロセスの各分野から排出
- 家庭、業務、運輸部門の排出が増加し、産業部門からの排出は減少傾向

(1) 制度導入の経緯

ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）



基準年 : 2005年(平成17年)

目標年 : 2020年(平成32年)

対象 : 温室効果ガス

目標 : **25%削減**

(平成21年2月策定)

(1) 制度導入の経緯

温暖化をストップさせるための7つの重点施策

ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050に掲げた目標達成のため
以下の7つの施策を重点的に推進

◇ 目標設定型排出量取引制度の創設

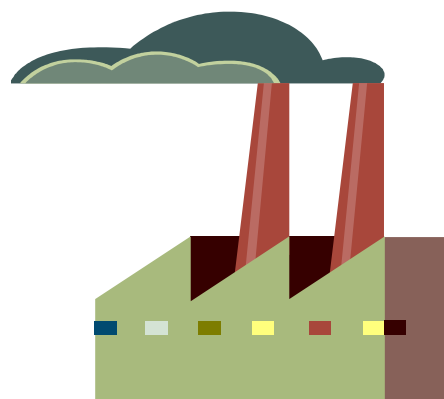
- ◇ 建築物の環境性能向上（建築物環境配慮制度）
- ◇ 自動車交通の環境負荷低減（自動車地球温暖化対策計画制度）
- ◇ エコライフDAYやエコポイント制度の普及促進
- ◇ ビジネススタイル・ライフスタイルの見直し
- ◇ 太陽光発電の普及拡大
- ◇ みどりと川の再生



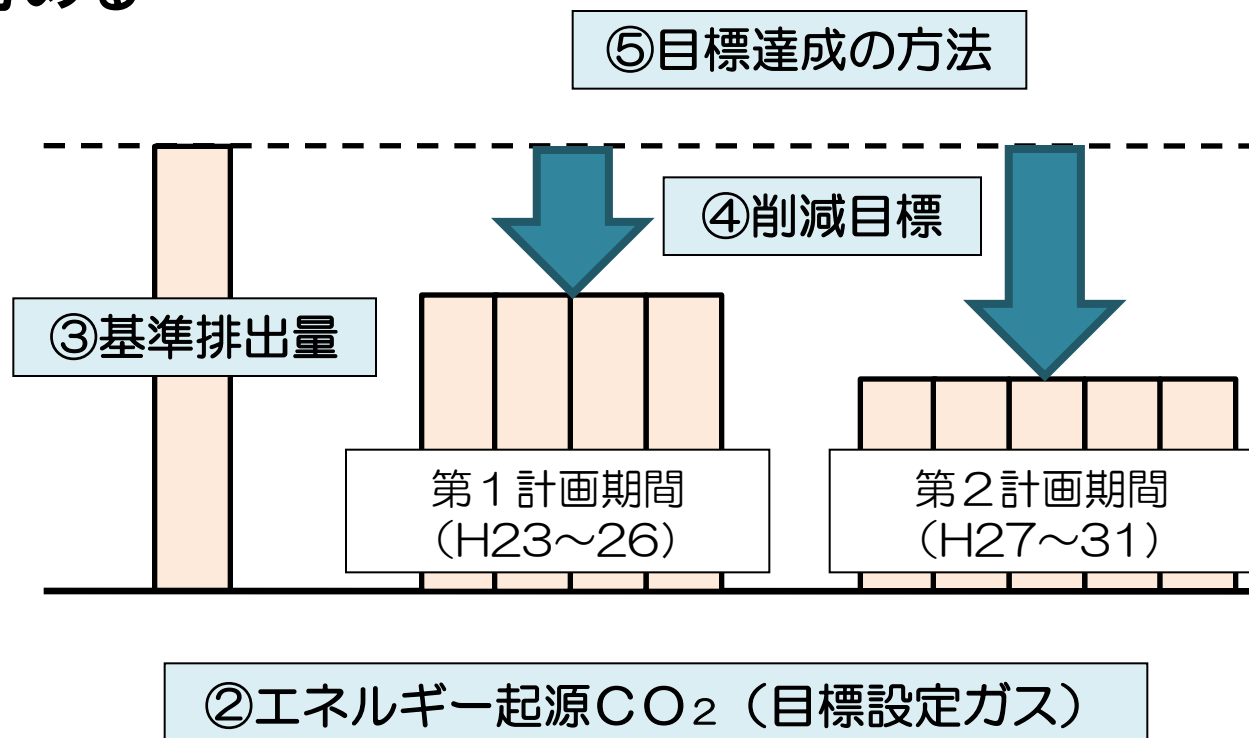
(2) 制度の概要

～目標設定型排出量取引制度とは～

- ① 大規模事業所（C事業所）が
- ② エネルギー起源CO₂（目標設定ガス）について
- ③ 基準排出量を基に
- ④ 総量削減の目標を設定し
- ⑤ 目標達成に努める



①大規模事業所
（C事業所）



(2) 制度の概要

①対象となる事業所

対象となる事業所：大規模事業所（C事業所）

原油換算エネルギー使用量が
3年度連続して1,500kL以上の事業所

- 以下のいずれかの要件を満たしたときは
大規模事業所として廃止になり
削減計画期間の終了年度が変更（短縮）される
- [1] 事業活動を廃止又は休止したとき
 - [2] 前年度の原油換算エネルギー使用量が
1,000kL未満となったとき
 - [3] 前年度まで原油換算エネルギー使用量が
3年度連続して1,500kL未満となったとき

(2) 制度の概要

②対象となる温室効果ガス(目標設定ガス)

エネルギー起源CO₂

- [1] 燃料の使用に伴い排出されるCO₂ (直接排出)
- [2] 他者から供給された熱、電気の使用に伴い排出されるCO₂ (間接排出)

- ・非エネルギー起源CO₂
 - 廃棄物の焼却に伴うCO₂
 - セメント製造等の工業プロセスに伴うCO₂ 等
- ・CO₂以外の温室効果ガス
 - メタンガス、フロンガス類 等

の削減についても、一定の要件を満たした上で
「その他ガス削減量」として目標達成に充てることのできる

(2) 制度の概要

③基準排出量の設定（既存事業所と新規事業所）

既存事業所

平成18～22年度までの5年連続で
原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上の事業所

基準排出量

平成14～19年度の実績排出量を基に算定

新規事業所

既存事業所以外の事業所

大規模事業所

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
例1	1,400	1,600	1,300	1,600	1,600	1,700	2,000
例2	—	—	1,100	2,900	3,200	3,000	3,300

事業所開設

基準排出量

以下のいずれかの方法を選択

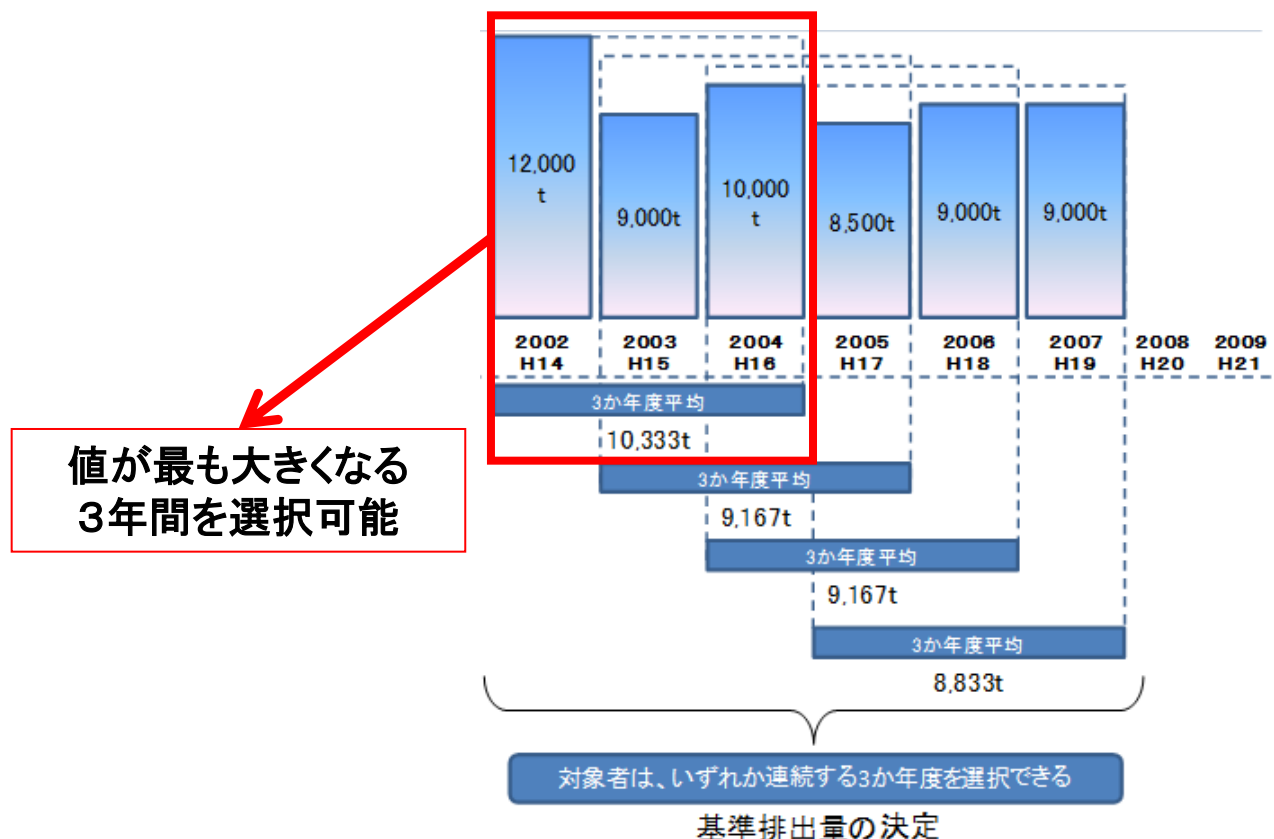
- ア 大規模事業所になる前の実績排出量を基に算定
- イ 排出標準原単位から算定

(2) 制度の概要

③基準排出量の設定 (既存事業所の場合)

(既存事業所における基準排出量の設定)

平成14～19年度(6か年度)の間の、**連続する3か年度**の平均値で算定する事業者は、自ら設定したい**連続する3か年度**を選択することができる



(2) 制度の概要

③基準排出量の設定（新規事業所の場合）

(新規事業所における基準排出量の設定)

以下のいずれかの方法により算定する

ア 過去の排出実績に基づく方法

大規模事業所となった年度の4年度前から前年度まで(4年間)のうち
連続する3か年度の実績排出量の平均値

(H23. 7以降の実績排出量を使用する場合は、運用管理基準に適合している必要がある)

イ 排出標準原単位に基づく方法

県が公表する「排出標準原単位」
を用いて算出する

$$\begin{aligned} & (\text{排出標準原単位}) \times (\text{床面積}) \\ & = (\text{基準排出量}) \end{aligned}$$

※「工場その他上記以外」については、事業所の排出実績値その他の当該事業所のCO₂排出状況等を用いて、事業所の状況を適切に反映できる原単位として、事業所毎に協議して定める。

用途区分	排出標準原単位
事務所	85 [kg-CO ₂ /m ² ・年]
事務所（官公庁の庁舎）	60 [kg-CO ₂ /m ² ・年]
情報通信	320 [kg-CO ₂ /m ² ・年]
放送局	215 [kg-CO ₂ /m ² ・年]
商業	130 [kg-CO ₂ /m ² ・年]
宿泊	150 [kg-CO ₂ /m ² ・年]
教育	50 [kg-CO ₂ /m ² ・年]
医療	150 [kg-CO ₂ /m ² ・年]
文化	75 [kg-CO ₂ /m ² ・年]
物流	50 [kg-CO ₂ /m ² ・年]
駐車場	20 [kg-CO ₂ /m ² ・年]
工場その他上記以外	※

(2) 制度の概要

③基準排出量の設定 (標準的でない年度)

(標準的でない年度)

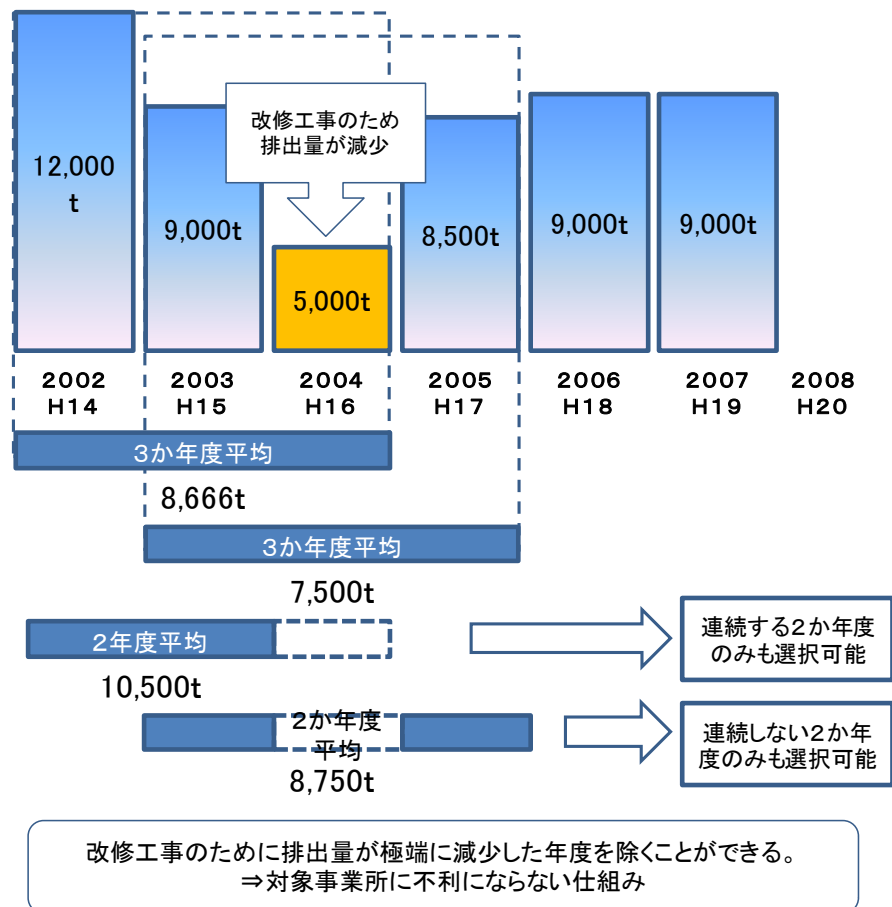
連続する3か年度のうち
「排出量が標準的でない」と
埼玉県が認めた場合その年度を
算定から除外し残り2か年度の平均値
で算定をすることができる

「既存事業所」

「新規事業所(過去の排出実績に基づく方法)」
のいずれにも適用できる

(注意)

- ◆2か年度を選択する場合でも
過去3か年度分の排出量の検証が必要
⇒3か年度分の排出量を確認し
埼玉県が認める場合に限り2か年度とする



(2) 制度の概要

③基準排出量の設定 (標準的でない年度)

(排出量が標準的でないと認める要件)

下記ア、イのいずれにも該当すること

ア 次のいずれかの状況にあること

いずれか

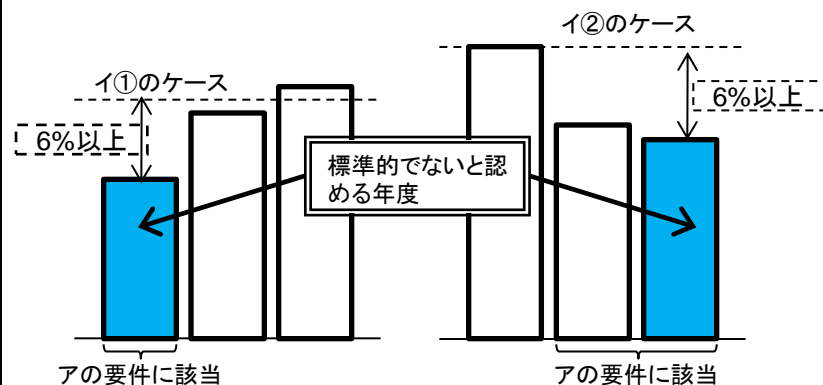
- ① 改修工事の実施により、**長期間使用されない部分が相当程度ある**状況
- ② 事業所の活動開始時であって、**活動の程度が極端に低い**状況
(例:新築ビルやデータセンターの立ち上げ時等)
- ③ 事業所の活動開始の日を含む年度から4年度目までに実施した**削減対策の効果が現れたため**に排出量が減少した状況
(基準排出量の対象年度が当該4年度目までの場合に限る。)
- ④ 当該年度又は基準排出量の対象年度のうちの**後年度に床面積又は設備が増加した**ことにより、結果的に後年度と比べて排出量が低い水準であった状況
- ⑤ その他これらに類すると埼玉県が認める状況

いずれも

イ アを主な原因として、エネルギー起源CO₂が次のいずれかの状態になっていること

いずれか

- ① アの要件に該当する年度を除く2か年度分のエネルギー起源CO₂の平均値と比べて6%以上小さいこと
- ② アの要件に該当する年度が2か年度以上ある場合には、3年度のうち最もエネルギー起源CO₂の大きい年度と比べて6%以上小さいこと



(2) 制度の概要

③ 基準排出量の設定 (基準排出量の変更)

大規模事業所において、一定の条件を満たす設備の増減等があった場合は県と協議を行い、基準排出量の変更を行う

(変更協議を行う条件)

以下のア～ウの変更に伴う排出量の増減が、従前の基準排出量の**6%以上**に該当する場合

(熱供給事業所については条件が異なる)

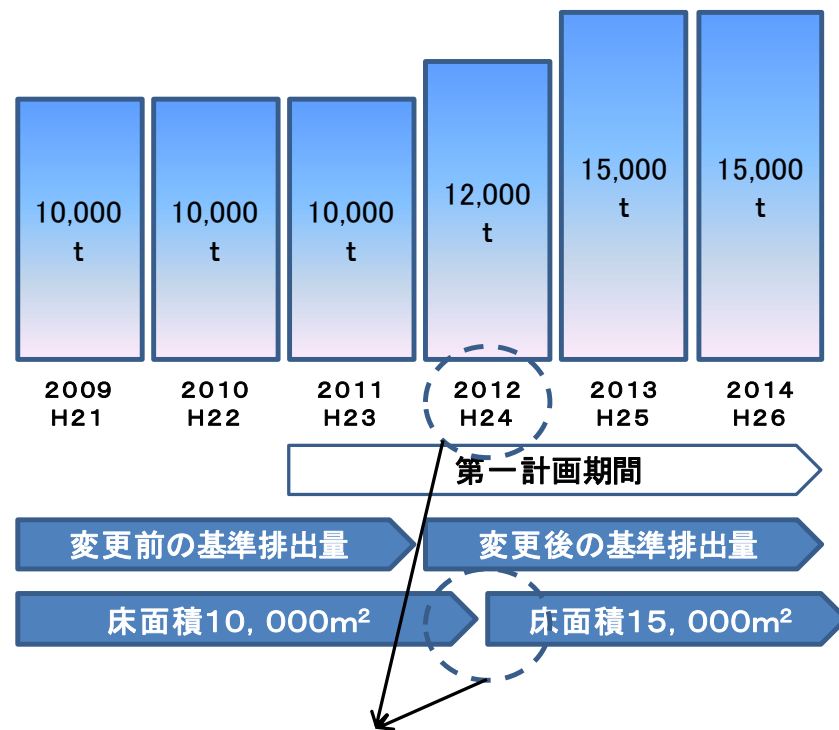
ア 床面積の増減

イ 用途変更

排出活動指標に定める用途のうち異なる用途になる変更に限る

ウ 設備の増減

事業活動の量、種類又は性質を変更するための増減に限る



状況変更年度は基準排出量は、月割計算

◆ 気候条件の変化、営業時間・操業時間の変更、需要増に伴う(設備の増減を伴わない)生産量の増減等は基準排出量変更の条件とはならない

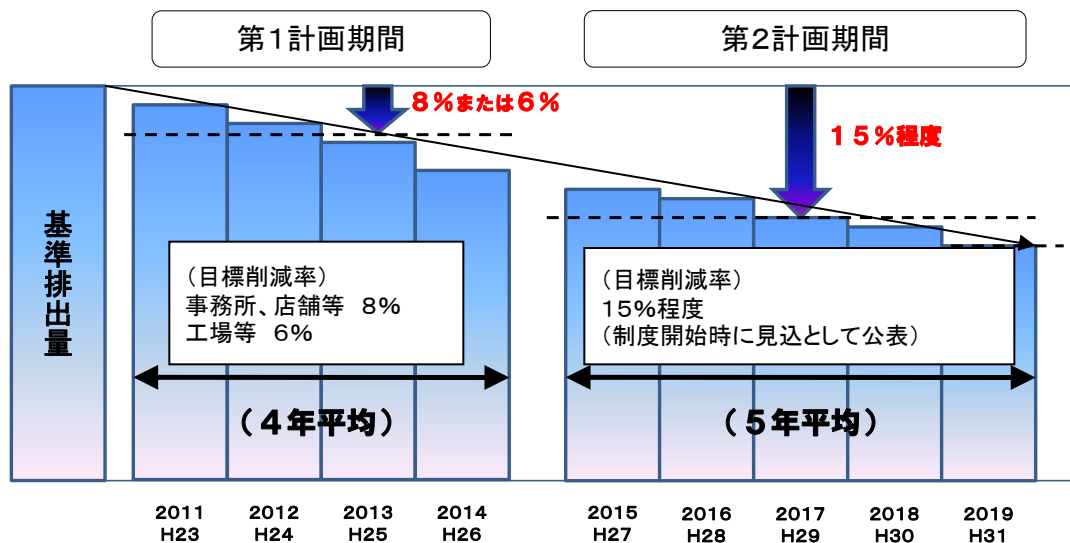
◆ 基準排出量が増加する場合も減少する場合も、条件を満たす場合は変更を行う必要がある

(2) 制度の概要

④削減目標の設定

削減目標量 = 基準排出量 × 目標削減率

		第1計画期間 目標削減率
第1区分	事務所、店舗、熱供給事業所等(1-1区分)	8%
	上記のうち、他人から供給された熱の割合が2割以上であるもの(1-2区分)	6%
第2区分	第1区分以外の事業所 (工場、上下水道、廃棄物処理施設等)	6%



(2) 制度の概要

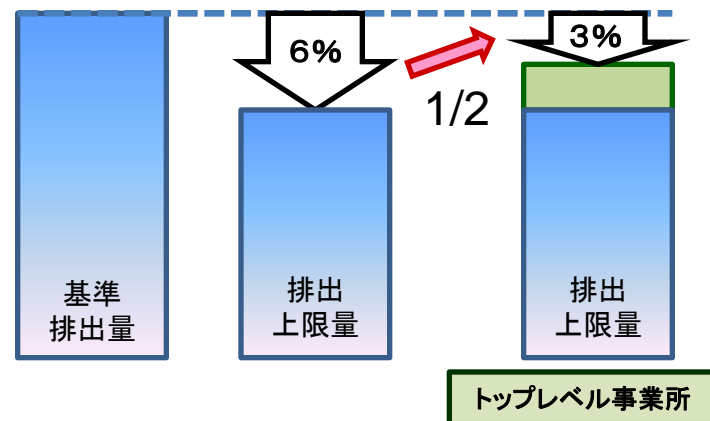
④削減目標の設定 (トップレベル事業所)

管理体制・設備性能・運用管理等において、地球温暖化対策の程度が優れた事業所を**優良大規模事業所(トップレベル事業所)**として認定
認定を受けた事業所は目標削減率が緩和される

認定により適用される目標削減率

トップレベル事業所	目標削減率の1/2
準トップレベル事業所	目標削減率の3/4

(例)



現在、2事業所が「準トップレベル事業所」に認定

(2) 制度の概要

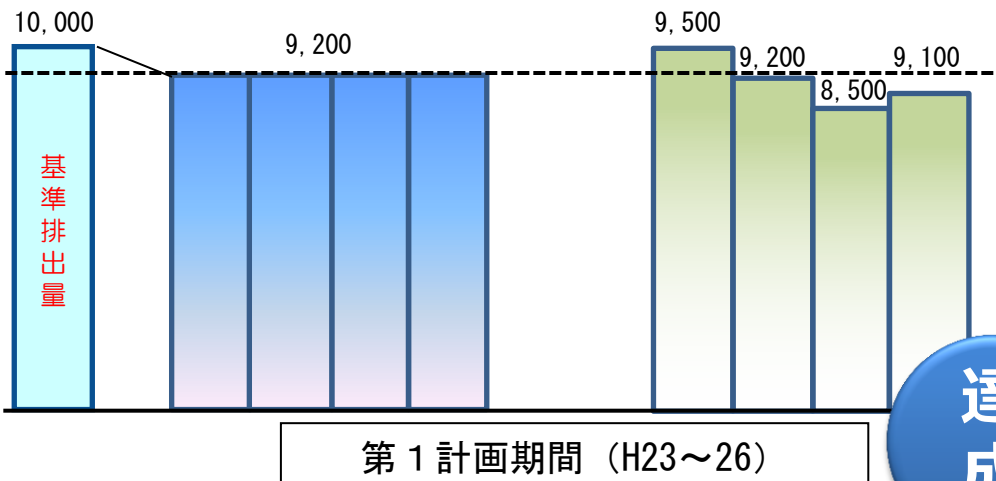
⑤ 目標達成の方法

[1] 自らの排出削減(優先)

[2] 排出量取引

(例)

- ・基準排出量: 10,000t-CO₂
- ・目標削減率: 8%(オフィスなど)



$$\begin{aligned} & \text{削減計画期間の排出可能量} \\ & 10,000\text{t} \times (100-8)\% \times 4\text{年} \\ & = 36,800\text{t} \end{aligned}$$

≧

$$\begin{aligned} & \text{削減計画期間の排出量} \\ & 9,500\text{t} + 9,200\text{t} + 8,500\text{t} + 9,100\text{t} \\ & = 36,300\text{t} \end{aligned}$$

[1] 自らの排出削減(優先)

○高効率な設備・機器への更新や
運用対策の推進など
(燃料・熱・電気の使用量を削減する対策)

※その他ガスの削減量を目標達成に利用
することも可能

[2] 排出量取引

- ①超過削減量
- ②中小クレジット
- ③県外クレジット
- ④再エネクレジット
- ⑤森林吸収クレジット
- ⑥連携クレジット

達成

(3) 大規模事業者による取組状況 ～平成24年度の削減状況～

資料

「目標設定型排出量取引制度における
温室効果ガスの削減状況について」

をご覧ください

2 第2計画期間の適用事項

(第2計画期間施行にあたっての検討経緯)

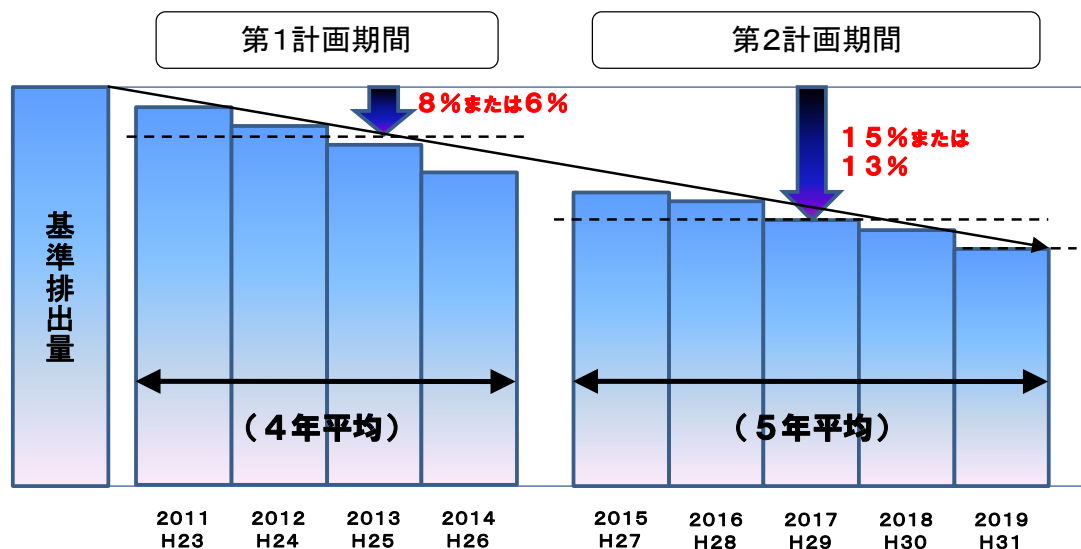
H25.7～ 目標設定型排出量取引制度小委員会における検討

H26.3 対象事業者に対する意見照会

H26.6 地球温暖化対策の検討に関する専門委員会 報告

(1) 目標削減率

		目標削減率	
		第1計画期間 (H23~H26)	第2計画期間 (H27~H31)
第1区分	事務所、店舗、熱供給事業所等(1-1区分)	8%	15%
	上記のうち、他人から供給された熱の割合が2割以上であるもの(1-2区分)	6%	13%
第2区分	第1区分以外の事業所 (工場、上下水道、廃棄物処理施設等)	6%	13%



(1) 目標削減率 新規事業者への配慮

平成24年度以降に対象となった事業所には、対象となってから
4年間は目標削減率 8%又は6% を適用
(ただし、第2計画期間末までに限る)

設定の狙い : 削減計画期間の当初が、その後の大幅削減を図る第一ステップと位置付けられるため
適用される削減率 : 事業所区分に応じて第1計画期間の目標削減率を適用

期間	第1計画期間				第2計画期間				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
既存事業所	8%又は6%				15%又は13%				
第1期間途中から 対象となった事 業所	8%又は6%				15%又は13%				
				8%又は6%	15%又は13%				
				8%又は6%		15%又は13%			
第2期間から対 象となる事業所				8%又は6%				15% 又は13%	
				8%又は6%					
				8%又は6%					
							8%又は6%		
							8% 又は6%		

いずれの場合も
第1計画期間の終了
年度(平成26年度)は
変更しない

(2) CO₂排出係数の見直し

CO₂削減効果をより実態に合うものとするため、直近のデータを基に第2計画期間の排出量算定に用いる排出係数を見直して設定
(第1計画期間と同様、排出係数は計画期間中固定)

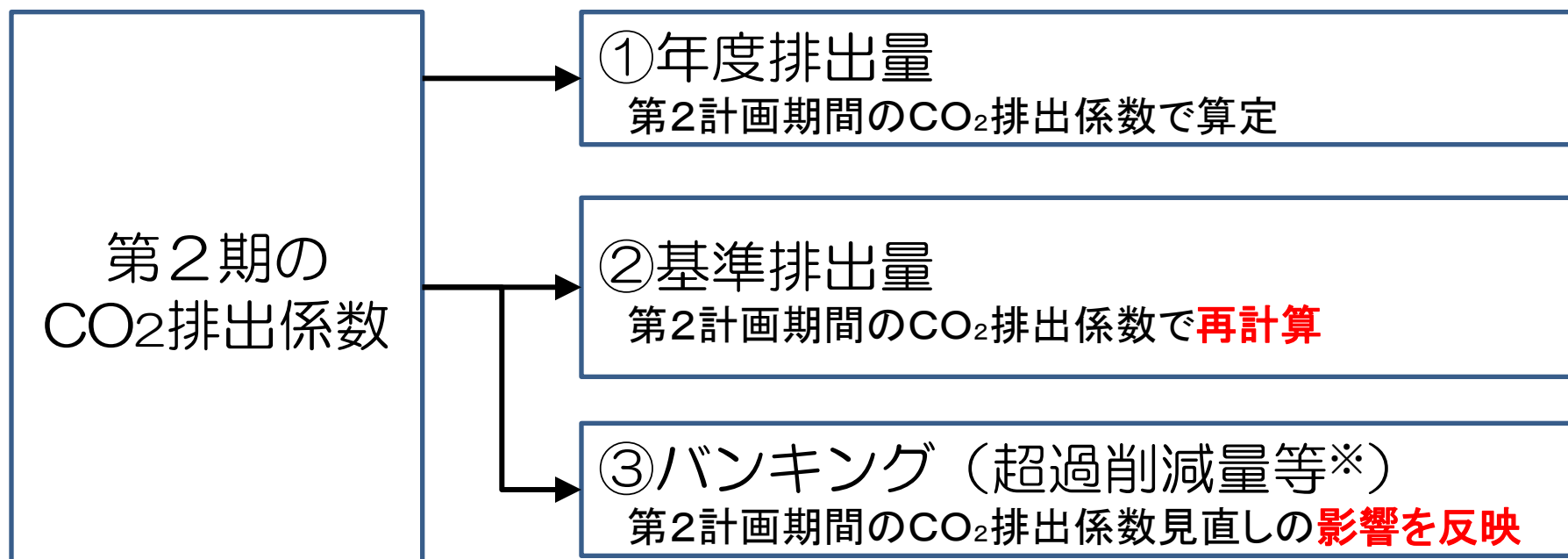
燃料等種別	第1計画期間	第2計画期間
電気	東京電力の5か年平均を基に設定(H16~20)	東京電力の2か年平均を基に設定(H23,24)
熱、その他の燃料	H22の省エネ法・温対法の係数を使用	H26の省エネ法・温対法の係数を使用
その他ガス	H22の省エネ法・温対法の係数を使用	別途公表(公表時点の省エネ法・温対法の係数を使用)

(排出係数が変更となる燃料等)

燃料等の種類	第1計画期間	第2計画期間
他人から供給された電気	0.386 (t-CO₂/千kWh)	0.495 (t-CO₂/千kWh)
高炉ガス	0.0266 (t-C/GJ)	0.0263 (t-C/GJ)

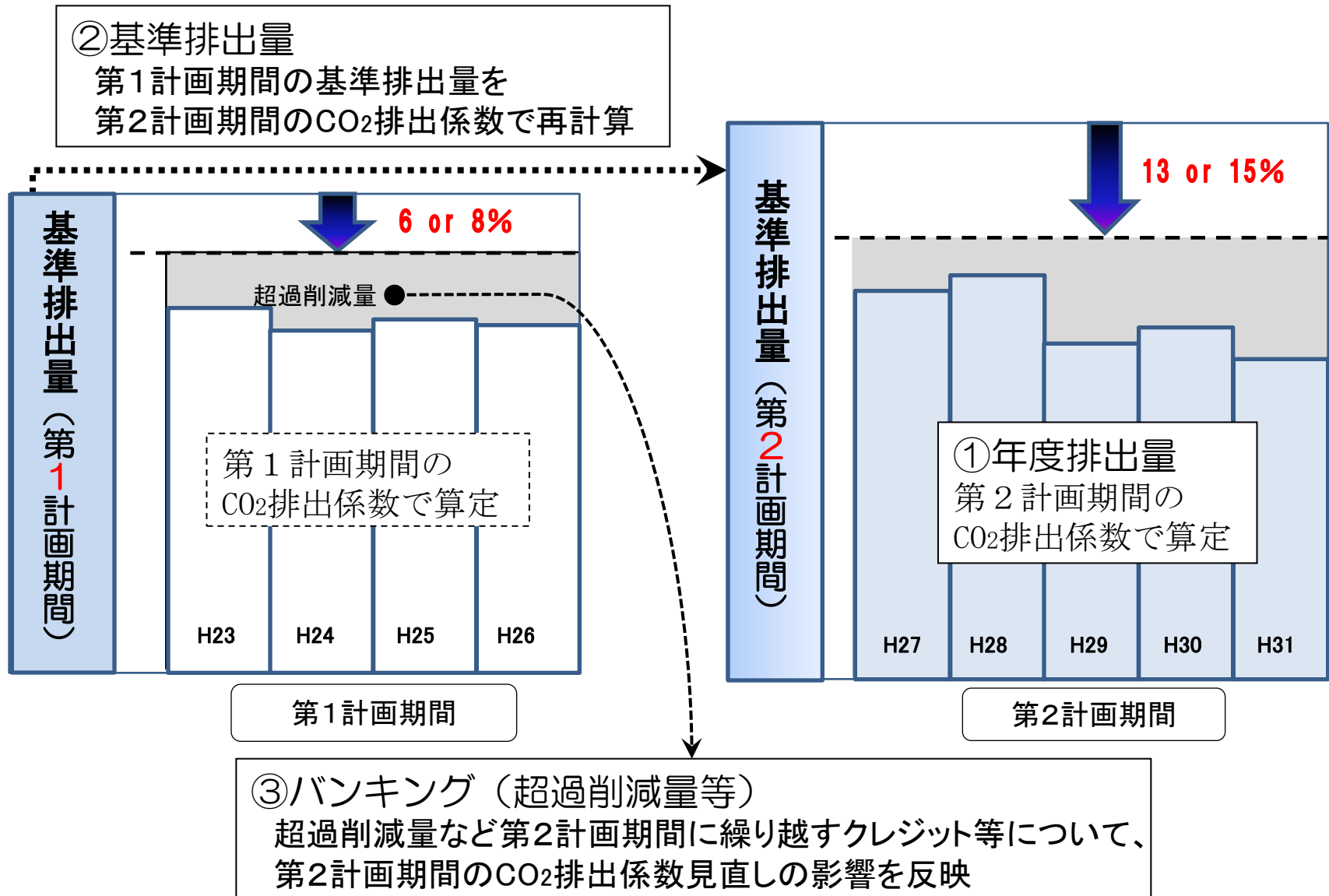
(2) CO₂排出係数の見直し

排出係数の見直しに伴い、基準排出量や超過削減量等を再計算



※超過削減量、県外クレジット、再エネクレジット、その他ガス削減量、
県内中小クレジット、東京連携クレジット、目標達成不足量

(2) CO₂排出係数の見直し



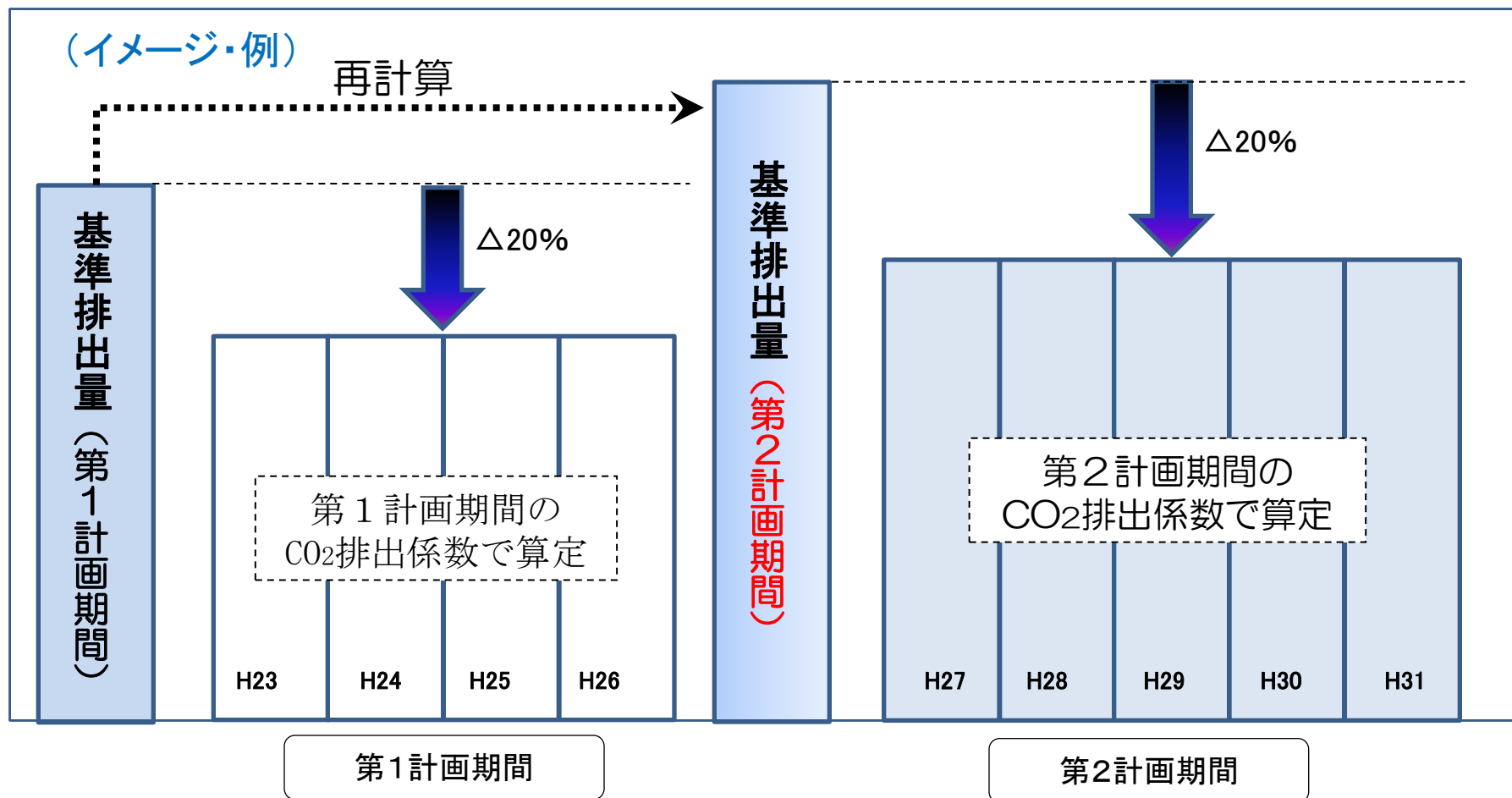
(3) CO₂排出係数の見直し

②基準排出量の再計算

(基準排出量の再計算を行う理由)

第2計画期間のCO₂排出係数を適用すると年度排出量が増加

→事業者の削減対策を継続的に評価するため、基準排出量の再計算を行う



(3) CO₂排出係数の見直し

② 基準排出量の再計算

(電気 排出係数)

第1計画期間 0.386 t-CO₂/千kWh

第2計画期間 0.495 t-CO₂/千kWh

(計算例) 電気、都市ガスを使用。基準年度から各燃料等使用量を20%削減。

基準年度

削減計画年度

第1計画期間排出係数で算定

	使用量 (千kWh, 千Nm ³)	排出量 (t-CO ₂)
電気	10,000	3,860
都市ガス	800	1,795
合計		5,655

第1計画期間排出係数で算定

	使用量 (千kWh, 千Nm ³)	排出量 (t-CO ₂)
電気	8,000	3,088
都市ガス	640	1,436
合計		4,524

排出量
20%削減

第2計画期間排出係数で再計算

	使用量 (千kWh, 千Nm ³)	排出量 (t-CO ₂)
電気	10,000	4,950
都市ガス	800	1,795
合計		6,745

排出量
5%削減

第2計画期間排出係数で算定

	使用量 (千kWh, 千Nm ³)	排出量 (t-CO ₂)
電気	8,000	3,960
都市ガス	640	1,436
合計		5,396

排出量
20%削減

(3) CO₂排出係数の見直し

②基準排出量の再計算（基準排出量再計算の流れ）

STEP 1 当初基準排出量の再計算

基準 決定方法	(ア)「過去の排出実績」 (既存事業所、新規事業所)	(イ)「排出標準原単位」 (新規事業所)
再計算方法	以下のいずれか大きい量を選択 (i)第2計画期間の排出係数で算定 (ii)平成25年度増加率を乗じて算定	以下のいずれか大きい量を選択 (ii)平成25年度増加率を乗じて算定 (iii)事業所平均増加率を乗じて算定

STEP 2 基準変更の反映

第2計画期間 基準排出量

(2) CO₂排出係数の見直し

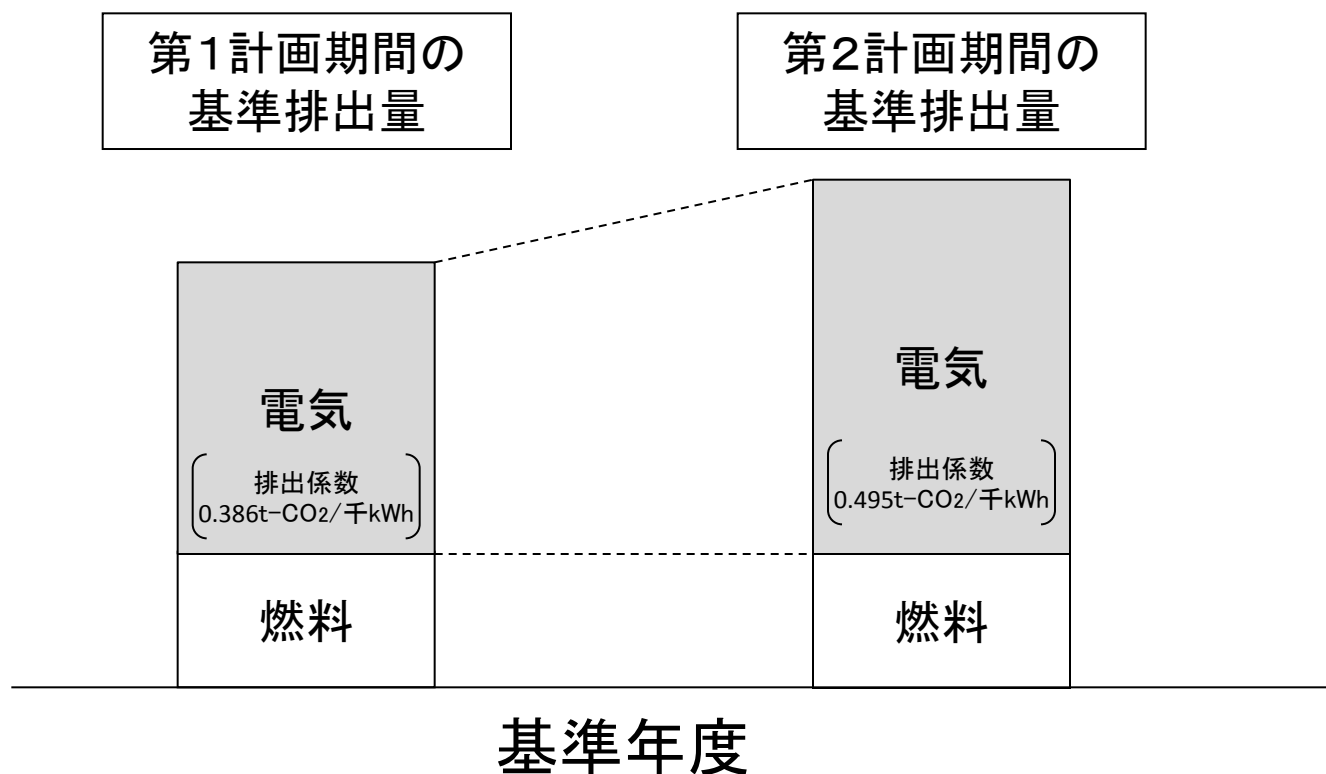
②基準排出量の再計算

STEP 1 当初基準排出量の再計算

(ア) 「過去の排出実績」で基準排出量を決定している場合

(i)、(ii)の方法で算出した量のうち、大きい量を基準排出量とする。

(i) 第1計画期間の基準排出量を第2計画期間のCO₂排出係数で算定



(2) CO₂排出係数の見直し

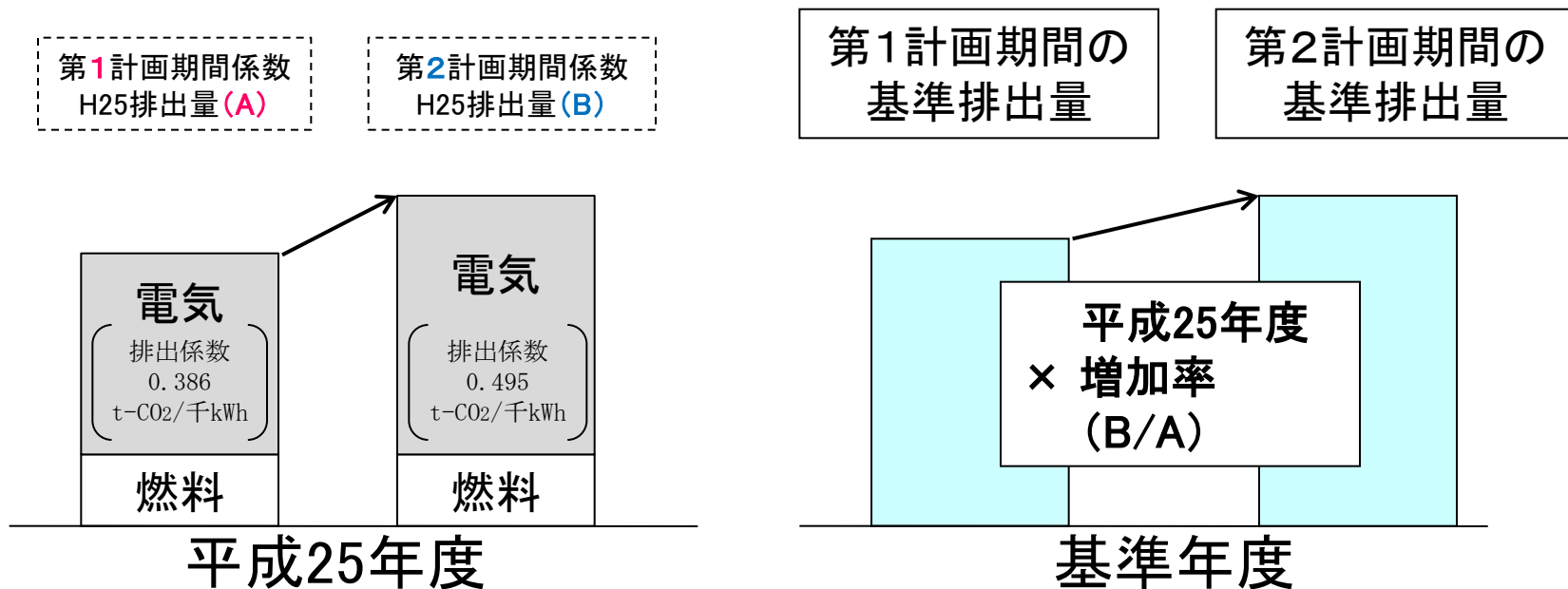
②基準排出量の再計算

STEP 1 当初基準排出量の再計算

(ア) 「過去の排出実績」で基準排出量を決定している場合

(ii) 第1計画期間の基準排出量に平成25年度増加率*を乗じて算定

$$\text{※ 平成25年度増加率} = \frac{\text{第2計画期間の排出係数で算定した平成25年度排出量(B)}}{\text{第1計画期間の排出係数で算定した平成25年度排出量(A)}}$$



(基準年度と比べて電気の排出量のシェアが大きくなった場合、(i)の方法では不利)

(2) CO₂排出係数の見直し

②基準排出量の再計算

STEP 1 当初基準排出量の再計算

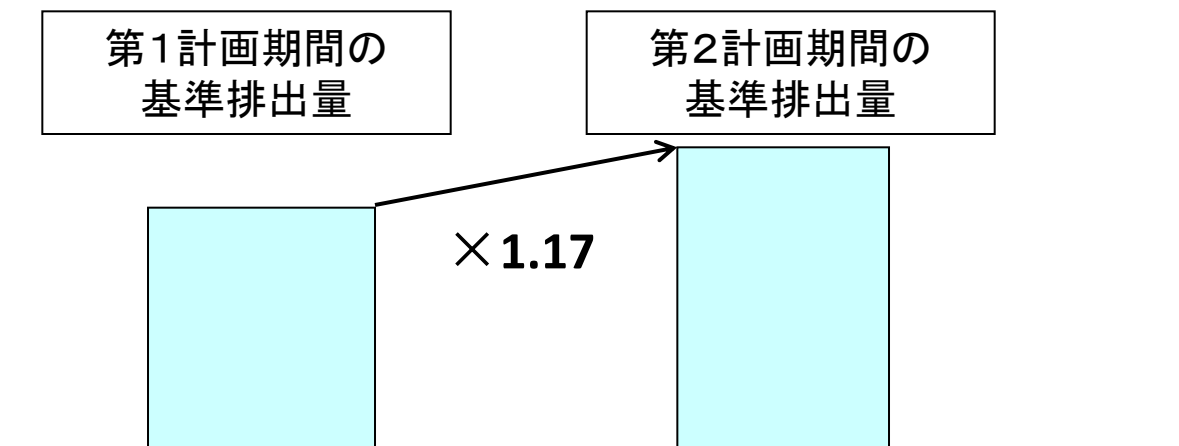
(イ) 「排出標準原単位」で基準排出量を決定している場合

(ii)、(iii)の方法で算出した量のうち、大きい量を基準排出量とする。

(ii) 第1計画期間の基準排出量に平成25年度増加率を乗じて算定
(前のスライドと同様)

(iii) 第1計画期間の基準排出量に「平均増加率※」を乗じて算定

※ 平均増加率 = 県が定める係数
全事業所の排出係数見直しによる基準排出量の増加率の平均値 1.17(見込)



(2) CO₂排出係数の見直し

②基準排出量の再計算

STEP 2 基準変更の反映

第1計画期間中に基準排出量の変更を行った場合
STEP1で再計算された当初基準排出量に
基準排出量の変更の影響を反映

第2計画期間基準排出量（変更後）

= 第2計画期間基準排出量（当初） × 基準排出量変化率※

$$\text{※ 基準排出量変化率} = \frac{\text{第1計画期間の基準排出量（変更後）}}{\text{第1計画期間の基準排出量（当初）}}$$

(2) CO₂排出係数の見直し

②基準排出量の再計算（再計算の手続き）

- ・埼玉県が第2計画期間の基準排出量を再計算し、事業者へ通知（平成27年2月頃から順次実施予定）

（注1） 基準排出量及び平成25年度排出量の検証を受けていない場合、検証後に2期の基準排出量が修正になる可能性があります

（注2） 第1計画期間と異なる年度を「標準的でない年度」とすることを希望する場合（スライド36で説明）、通知後に別途協議をお願いします

- ・第2計画期間の基準排出量再計算について、検証機関による検証は不要

(2) CO₂排出係数の見直し

③バンキングされた超過削減量等の取扱い

排出係数が大きくなる場合、第2計画期間に繰り越すクレジット等については一定の倍率を乗じて第2計画期間に利用できるようにする。

$$\text{第1計画期間のクレジット量} \times \text{倍率} = \text{第2計画期間のクレジット量}$$

クレジット等の種類	クレジット量に乗ずる倍率
超過削減量	・クレジット等の対象事業所の第1計画期間と第2計画期間の基準排出量比で倍率を設定 $\text{倍率} = \frac{\text{第2期の基準排出量}}{\text{第1期の基準排出量}}$
県外クレジット	
削減不足量	
再エネクレジット	・第1期と第2期の排出係数比で倍率を設定 $\text{倍率} = \frac{\text{第2期の排出係数}}{\text{第1期の排出係数}}$
その他ガス削減量	
県内中小クレジット	・電気の排出係数比で倍率を設定 倍率 = 第2期の電気の排出係数(0.495t-CO ₂ /千kWh) ÷ 第1期の電気の排出係数(0.386t-CO ₂ /千kWh)
東京連携クレジット	(検討中。東京都と協議の上、決定。)

(2) CO₂排出係数の見直し

③バンキングされた超過削減量等の取扱い

(超過削減量の増量イメージ)

(例)

事業所A

第1計画期間の基準排出量10,000トン

第2計画期間の基準排出量12,200トン

倍率 = $12,200 \div 10,000$
= 1.22

事業所Aの超過削減量

100t-CO₂



事業所Aの倍率

122t-CO₂

(注) 超過削減量が他の事業所に移転されている場合であっても、クレジットを創出した事業所の倍率が適用される。

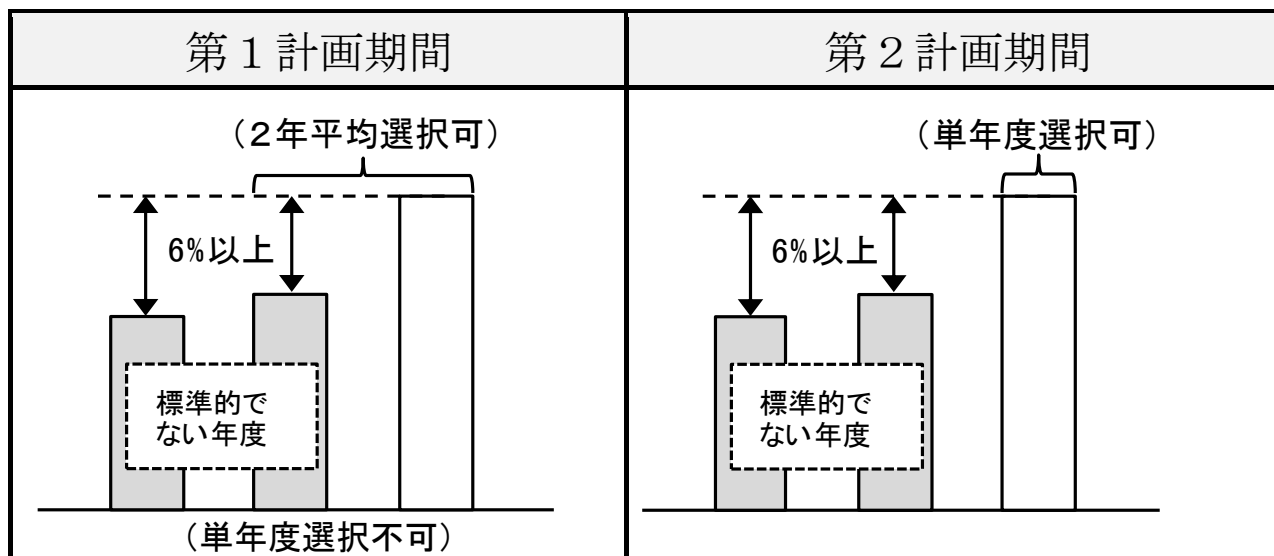
(超過削減量 増量手続き)

- ・第1計画期間の整理期間終了後の**平成29年度**に実施
- ・増量手続きは埼玉県が実施し、クレジット保有事業者に通知
(事業者による申請等は不要)

(3) 基準排出量の設定 標準的でない年度の取扱い

第1計画期間:「標準的でない年度」を1年度除き、2か年度平均を選択可能
(スライド13、14参照)

第2計画期間:「標準的でない年度」を最大2か年度まで除き、2か年度平均
又は単年度を選択可能
(標準的でない年度の要件は第1計画期間と同様)



※第1計画期間の基準排出量を2か年度平均で決定した事業所についても、
第2計画期間において単年度を選択可能(基準排出量再計算通知時に協議)

(4) トップレベル事業所認定

トップレベル事業所(温暖化対策が優れた事業所)の認定を受けた事業所は目標削減率を1/2又は3/4に緩和(第1計画期間と同様)

	目標削減率の緩和の程度	目標削減率	
		15%	13%
トップレベル事業所	1/2に緩和	15%×1/2 =7.5%	13%×1/2 =6.5%
準トップレベル事業所	3/4に緩和	15%×3/4 =11.25%	13%×3/4 =9.75%

認定の効果は認定された年度が属する計画期間終了年度まで
(ただし、第1計画期間に認定された事業所に限り、認定後4年間、トップレベル事業所認定の効果の有効とし、目標削減率を緩和する。) (今回 変更事項)

	第1計画期間				第2計画期間		
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29～
(変更前)			認定 ●	→			
(変更後)			認定 ●	→	→	→	→

(4) トップレベル事業所認定

認定基準の引上げ

省エネルギー技術の進展に合わせ、認定基準の引上げを2段階で実施
(東京都の認定基準引上げにあわせて認定基準を改定)

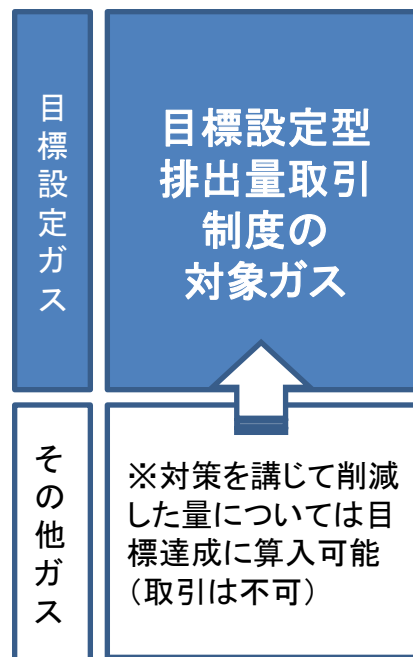
段階	内容
①平成27年度から適用される認定基準	第1計画期間の認定水準に対して追加的な運用改善を実施することで達成可能な水準を設定
②平成29年度から適用される認定基準	平成25年度時点で、低炭素建築物において実装されている外皮、設備機器の性能、実施されている運用管理レベルを踏まえ、実現可能な現在の最高水準を設定

(5) その他ガス削減量

削減目標の対象となる目標設定ガス(エネルギー起源CO₂)以外の温室効果ガス※の削減量について削減目標の達成に利用可能

※非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素(N₂O)、フロン類(HFC、PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)

(第1計画期間と同様)



第1計画期間終了時点のモニタリング計画を変更することなく、
第2計画期間に適用する場合、有効化検証及び基準排出量検証は不要
(※その他ガス削減量認定事業所に対して、今年度中に手続きを案内)

(6) 意見照会でいただいた質問について①

区分	Q	A
排出係数の見直し	第2計画期間に適用される排出係数を上げると、目標達成が困難になるのではないか。	第2計画期間に適用される排出係数の変更に伴い、各事業所の基準排出量や第2計画期間に繰り越されるクレジット量の再計算を行うことにより、これまでの削減対策が適切に評価されるよう配慮します。
排出係数の見直し	第2計画期間の基準排出量再計算の手続きはどのように行うのか。	基準排出量の再計算は埼玉県が行い、各事業所に通知します（平成27年2月頃から順次実施予定）。
排出係数の見直し	第2計画期間において、超過削減量はどの様に取り扱われるのか。	第1計画期間の超過削減量は、排出係数見直しの影響を反映して、平成29年度に増量し、埼玉県から通知します。
排出係数の見直し	クレジット化するタイミングにより、クレジットの保有量が変わってしまうのか。	第1計画期間中に発行されたクレジット等は平成29年度に増量を行いますので、最終的なクレジット保有量は変わりません。
排出係数の見直し	増量後の超過削減量を、同一法人内で移転することは可能か。	超過削減量増量後に移転することは可能です。また、増量前に移転した場合であっても、増量は行われます。

(6) 意見照会でいただいた質問について②

区分	Q	A
排出係数の見直し	基準排出量の再設定を行うにあたって検証機関による検証を受ける必要があるか。	不要です。
排出係数の見直し	電気以外の排出係数も見直しされるのか。	平成26年度の省エネ法・温対法の係数に見直します。電気以外で排出係数が変わるのは「高炉ガス」のみです。
目標削減率の配慮事項	平成26年度から制度対象となる工場は、平成29年度までの4年間の平均削減率を6%とすれば目標達成となるか。	当該工場の第1計画期間は平成26年度のみ（単年度）となり、平成26年度の削減率が6%以上であれば目標達成となります。 第2計画期間は平成27年度から31年度となり、初めの3年間は6%、それ以降の2年間は13%の目標削減率が適用され、5年間の削減量が、各年度の基準排出量と目標削減率をかけた値の合計より大きくなれば、目標達成となります。
その他ガス削減量	第2計画期間においても、その他ガス削減量の仕組みは存続するのか。	存続します。また、モニタリング計画を変更することなく、第2計画期間に適用する場合、有効化検証及び基準排出量検証は不要とします。
その他	省エネ法とあわせて、ピーク電力の平準化について評価される仕組みが導入されるのか。	目標設定型排出量取引制度は、温室効果ガス排出量の削減を目的としており、ピークカットの取組を評価する仕組みについて導入の予定はありません。

3 第1計画期間の手続き等

- (1) 検証(基準排出量・目標設定ガス排出量)
- (2) 基準排出量に関する手続き
- (3) 指定管理口座開設申請
- (4) 目標の達成
- (5) 第1計画期間の手続き スケジュール

(1) 検証

基準排出量・目標設定ガス排出量

全事業者

大規模事業所(C事業所)については、目標達成の確認時(平成27年度の計画書等提出時)までに、基準年度及び削減計画年度のエネルギー起源CO₂排出量について、登録検証機関による検証を受けていただく必要があります。

対象年度	検証事項	
基準排出量(3年度分)	事業所範囲 エネルギー監視点 (図面・現地調査等)	エネルギー使用量等 (電気料金請求書の確認等)
計画期間中の排出量(4年度分)		

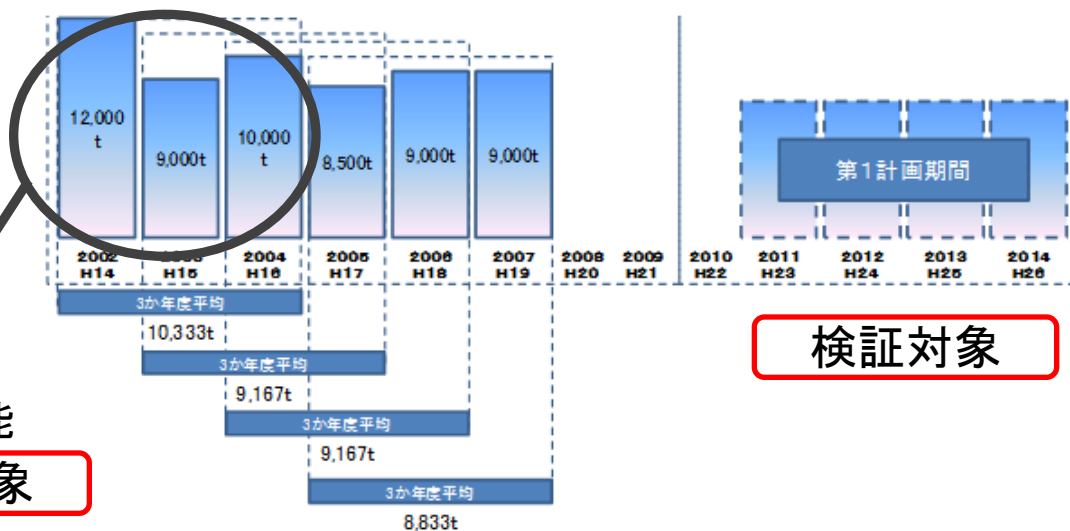
(1) 検証 検証対象年度

既存事業所

平成18年度～22年度まで連続して原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上の事業所

(基準年度)

(削減計画期間)



任意に
選択可能
検証対象

新規事業所

- (ア)過去の排出実績に基づき算定している場合は対象年度の3年度
- (イ)排出標準原単位に基づき算定している場合は原則として、削減計画期間の前年度が基準年度となります

(1) 検証 削減計画年度の変更

大規模事業所が廃止になった場合、削減計画期間の終了年度が変更されますので、ご注意ください

廃止区分	削減計画期間の終了年度
事業活動を廃止又は 休止したとき	廃止または休止の年度の前年度
前年度の原油換算エネルギー使用量が 1000kL未満となったとき	1000kL未満となった年度の前年度
前年度まで原油換算エネルギー使用量が 3年度連続して1500kL未満となったとき	3年度連続して1500kL未満となった 年度の前年度 (1500kL未満 2年度目)

(3年度連続して1500kL未満となった場合の検証対象年度)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
エネルギー使用量(kL)	1800	1700	1600	1400	1300	1200	1100
削減計画期間				←————→			廃止
検証対象				○	○	不要	

(1) 検証

検証のポイント

①事業所範囲の特定

- ・公的書類等により、建物・施設やエネルギー管理の連動性、近隣の建物等を適切に把握した上で、事業所の範囲を識別しているか。
- ・延床面積を適切に把握しているか。

②排出活動の把握と燃料等使用量監視点の特定

- ・燃料等使用量監視点を網羅的に特定しているか。

③燃料等使用量の把握

- ・データ採取、集計報告等のための算定体制が構築されているか。
- ・各燃料等使用量監視点に対応する購買伝票等が揃っているなど、燃料等使用量が網羅的に把握されているか。
- ・都市ガスやLPGの単位換算など、燃料等使用量の単位換算が適切に実施されているか。

④エネルギー起源CO₂排出量・原油換算エネルギー使用量の算定

- ・購買伝票等の数値から算定報告書様式への転記ミスがないか。
- ・適切なエネルギー種が設定されているか。

(1) 検証

購買伝票等が見つからない場合の対応

①販売量証明等の入手

燃料等販売会社(電力会社、燃料販売会社等)から、販売量証明等の書類を入手することで、検証における証拠書類とすることができます。

(基準排出量の算定においては、購買伝票等が見つからない燃料等について使用量をゼロとしても差し支えありません(エネルギー使用量が1500kLを下回らない範囲に限る))。

②埼玉県との協議

販売会社の倒産等により販売量証明等の入手ができない燃料等使用量を基準排出量の算定に加えることを希望する場合で、合理的と認められる他の方法(実測による算定等)により燃料等使用量の算定が可能なときは、関連する資料を添えて埼玉県と協議してください。

(1) 検証 登録検証機関①

登録番号	検証機関名	電話番号
11-1	プライスウォーターハウスコーパースサステナビリティ 株式会社	03-3546-8430
11-2	ビューローベリタスジャパン 株式会社	03-5573-8686
11-3	株式会社 日本スマートエネルギー認証機構	03-4334-8172
11-4	一般財団法人 建材試験センター	03-3664-9238
11-5	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	03-5570-9561
11-6	LLOYD'S REGISTER QUALITY ASSURANCE LIMITED	03-3272-5101
11-7	アイ・ビー・テクノス 株式会社	03-4231-2223
11-8	一般財団法人 日本品質保証機構	03-4560-5600
11-9	株式会社 トーマツ審査評価機構	03-4334-8143
11-10	インターテック・サーティフィケーション 株式会社	03-3669-7408
11-11	株式会社 テクノプランニング	03-5829-6768
11-12	株式会社 イーアンドイープランニング	03-5297-5404
11-13	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント 株式会社	03-3349-5973

(1) 検証

登録検証機関②

登録番号	検証機関名	電話番号
11-15	SGSジャパン 株式会社	03-3211-5183
11-16	日本検査キューエイ 株式会社	03-5541-2756
11-17	株式会社 マネジメントシステム評価センター	03-3456-6370
11-18	株式会社 EQA国際認証センター	03-5272-9002
11-19	一般社団法人 日本能率協会	03-3434-1245
11-20	KPMGあずさサステナビリティ 株式会社	03-3548-5303
11-21	シー・アイ・ジャパン 株式会社	03-3516-2411
11-22	一般財団法人 省エネルギーセンター	03-5543-3016
11-23	ペリジョンソルジストラークリーンティベロップメントメカニズム株式会社	03-5774-9565
11-24	株式会社 JACO CDM	03-5572-1753
11-25	株式会社 パデセア	03-5226-6721
11-26	日本化学キューエイ 株式会社	03-3580-0971
11-28	ハウスプラス確認検査 株式会社	03-5962-3870

(1) 検証

検証を受ける時期

検証結果報告書は、平成27年度の計画書提出時までにご提出いただくことになっていますが、**できるだけ早めの対応をお願いします。**

(検証を早く受けないと…)

- 1 排出量の値が確定しないため、目標達成の正確な判断ができません。
- 2 過去の購買伝票等(燃料等の使用量証明)の入手が困難になります。
- 3 平成27年度は検証業務が立て込み、スムーズな検証の実施が困難になるおそれがあります。

(2) 基準排出量に関する手続き

a 基準排出量決定事前協議

今年度から大規模事業所(C事業所)になる事業所は、基準排出量決定の事前協議が必要です(事前協議の段階では、必ずしも検証を受けている必要はありません)。

(提出書類)

- 基準排出量決定事前協議書 (様式第1号)
- エネルギー起源CO₂排出量算定資料 (様式第2号) 基準年度 各年度分

様式URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kijunhaishutsuryou.html#1>

(2) 基準排出量に関する手続き

b 基準排出量修正協議

基準排出量の算定根拠となる燃料等使用量や事業所範囲を修正し、基準年度の排出量が変わる場合、基準排出量の修正協議が必要です。

(計画書に記載する基準年度の排出量を修正する場合は、必ず修正協議の手続きを行ってください。)

検証に伴って基準排出量の修正が必要になった場合は、検証結果報告書と同時に提出してください。

(提出書類)

- 基準排出量修正協議書 (様式第6号)
- エネルギー起源CO₂排出量算定資料 (様式第2号) 基準年度 各年度分

様式URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kijunhaishutsuryou.html#1>

(2) 基準排出量に関する手続き

c 基準排出量変更事前協議

①から③に掲げる要因による排出量の増減量が**基準排出量の6%以上**である場合、基準排出量の変更協議を行う必要があります。

- ① 事業所の床面積の増減
- ② 用途変更(排出活動指標に定める用途のうち異なる用途になる変更)
- ③ 事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増減

＜基準排出量の変更に該当しない場合の例＞

- 施設や設備の変更を伴わない生産量の増減
- 営業時間や工場稼働時間の変更
- 空室率の増減
- 気温・気候の変化による排出量の増減

(2) 基準排出量に関する手続き

c 基準排出量変更事前協議

(変更量の算定方法)

※以下のいずれかの方法を選択

- ①事業所の過去の排出量を用いて計算する方法
- ②排出標準原単位を用いた方法
- ③変更部分全体の実測値を用いた方法
- ④変更部分の一部の実測値を用いた方法

(基準排出量の変更が必要な場合、埼玉県と協議を行ってください。なお、変更量は埼玉県との協議により決定するものであり、検証の必要はありません。)

(提出書類)

- 基準排出量変更事前協議書 (様式第4号)
- その他添付書類

様式URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kijunhaishutsuryou.html#1>

(3) 指定管理口座開設申請

全事業者

大規模事業所は**平成27年3月末までに**「指定管理口座」を開設する必要があります。

指定管理口座

基準排出量や実績排出量など、大規模事業所の目標達成に関する数値を記録・管理する口座(台帳)。全ての大規模事業所が必ず開設する。

(提出書類)

- 指定管理口座開設申請書
- 印鑑証明書（取得できない場合は、使用印鑑届出）

様式URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/haishutu-torihiki.html#5>

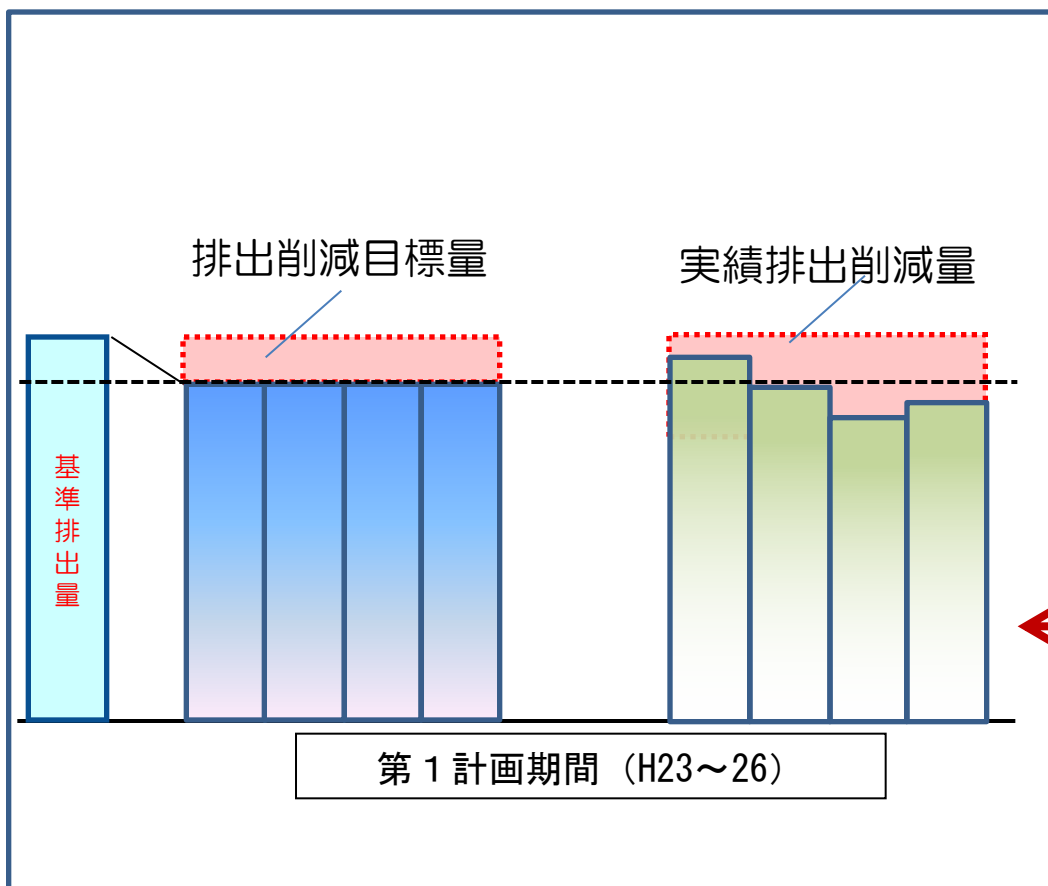
- ※ 排出量取引を行う際に必要な口座（一般管理口座）を同時に開設することもできます。
- ※ 指定管理口座開設申請が行われない場合、埼玉県が職権で口座を開設します。

(4) 目標の達成

全事業者

目標達成の確認期限(平成28年9月末日)までに、自らの排出削減または排出量取引により、目標達成(実績排出削減量 \geq 排出削減目標量)に努めてください。

(今回 変更事項)



[1] 自らの排出削減(優先)

○高効率な設備・機器への更新や運用対策の推進など
(燃料・熱・電気の使用量を削減する対策)

※その他ガスの削減量を目標達成に利用することも可能

[2] 排出量取引

- ①超過削減量
- ②中小クレジット
- ③県外クレジット
- ④再エネクレジット
- ⑤森林吸収クレジット
- ⑥連携クレジット

(4) 目標の達成

[参考] 排出量取引に関する公表事項について

管理口座及びクレジット等の保有等情報

指定・一般管理口座の開設者の情報や、クレジットの発行者、保有者の情報を公表しています。

URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/torihikikouza.html>

基準排出量及び実績排出量

大規模事業所ごとに基準排出量及び実績排出量等の情報を公表しています。

URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kijunhaishutsuryou.html>

(5) 第1計画期間の手続き スケジュール

	項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	排出量実績報告 (地球温暖化対策計画)	●(～26.7) (H25実績)	●(～27.7) (H26実績)	
(1)	検証 (基準年度・削減計画期間)	→ (～27.7)		
(4)	第1計画期間の目標達成		→ (～28.9)	
(3)	指定管理口座開設申請	→ (～27.3)		
(2)a	基準排出量決定事前協議 (H26から大規模事業所に該当する事業所)	→ (～27.7)		
(2)b	基準排出量修正協議	→ (～27.7)		
(2)c	基準排出量変更事前協議	→ (～27.5)		

制度に関するご質問について

(お問合せ先)

埼玉県 環境部 温暖化対策課
計画制度・排出量取引担当

TEL 048-830-3044 ,3049

FAX 048-830-4777

Mail a3030-03@pref.saitama.lg.jp

「エル・ジー」

一般的な質問・回答内容はホームページ等で公表させていただく場合があります。